

公益財団法人 福島県青少年育成・男女共生推進機構役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構定款第16条及び第32条に基づき、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬・費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員（副理事長及び常務理事を除く。）及び評議員には、報酬を支給しない。

2. 副理事長及び常務理事には、報酬及び通勤手当を支給する。
3. 副理事長及び常務理事の報酬年額は評議員会において定める。
4. 副理事長及び常務理事の報酬の支給方法等に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）の規程の例による。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、法人の業務について旅行したときは、費用弁償として、旅費規程による旅費を支給する。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。